

ドイツの医療制度

○医療費：財源は**保険料**で定額負担だが**支払い上限あり**

主な財源	保険料(96%)
総医療費：対GDP比	1554億ユーロ(約19.5兆円)： 10.6%(2006)
自己負担※ 1ユーロ=約125円	外来診療：初診時€10 (四半期毎)
	入院診療：1日€10 (年間28日まで)
	薬剤処方：10%(€5 - €10の範囲内)

※ 一般的な年間患者負担額の上限は、世帯の年間実質所得の2%
年間患者負担額の減免は、連邦共同委員会(GBA)がガイドラインで、重症慢性病患者として同じ病気で四半期に1度以上医師を受診し、1年以上治療が継続しているなどの条件を定義している。

○希少疾患患者に対する医療費軽減制度

○年間患者負担額の上限を、世帯の年間所得の1%

スウェーデンの医療制度

○医療費：財源は**一般税**で**一定の負担以上は無料**

主な財源	一般税 (地方70%+中央20%)
総医療費：対GDP比	2480億クローナ(約3.6兆円)： 9.1%(2005)
自己負担※ 1クローナ=約13.2円	外来診療：1回100-300クローナ(上限あり)
	入院診療：1日80クローナ
	薬剤処方：累計額により逡減(上限あり)

※外来診療の自己負担上限は1年間900クローナ(約1.2万円)

※ 薬剤費の自己負担額の上限は、1800クローナ(約2.4万円)

※ 自己負担額や減免措置などは、各ランスタイング(県に相当)によって異なる

○希少疾患患者に対する医療費軽減制度

○(難病に限らず)長期あるいは重篤な疾病の場合は**薬剤が無料**になる